大槌町林野火災焼損木活用サイクルラック貸与制度実施要綱

（目的）

第１　本要綱は、大槌町の林野火災により焼損した県管理道路区域内の立木を有効活用して製作したサイクルラック（以下「サイクルラック」という。）を、岩手県広域サイクリングルート（「いわて三陸しおかぜルート」及び「いわて歴史遺産探訪ルート」）沿線又は近傍の店舗等へ貸与することにより、サイクリストの利便性向上、サイクルツーリズムの推進及び復興・森林保全意識の啓発を図るとともに、地域の事業者等による持続可能な受入環境の醸成に資することを目的とする。

（貸与対象者）

第２　サイクルラックの貸与を受けることができる者（以下「借受人」という。）は、釜石市及び大槌町内の岩手県広域サイクリングルート沿線又は近傍において営業する飲食店、宿泊施設、観光施設、カフェ等の事業者であって、サイクルラックを一般のサイクリストに無償で利用させることができる者とする。

（貸与期間及び自動更新）

第３　サイクルラックの貸与期間は､決定の日から同日の属する年度の年度末（３月 31 日）までとする。

２　前項の期間満了の１ヶ月前までに、借受人又は貸与者（沿岸広域振興局長（以下「県」という。））の双方から別段の意思表示がないときは、貸与期間はさらに１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（維持管理等）

第４　借受人は、サイクルラックを善意の管理者としての注意をもって適切に維持管理しなければならない。

２　サイクルラックの設置、日常の点検、軽微な修繕等に要する費用は、借受人の負担とする。

３　設置中の事故、毀損又は第三者への損害等について、県は一切の責任を負わない。

（所有権の移転・帰属）

第５　県は、サイクルツーリズム推進効果の定着及び事業者による自律的な維持管理体制への移行を図るため、貸与開始から３年が経過した時点において、借受人から返却の申し出がない場合は、当該サイクルラックを借受人に無償譲渡するものとし、所有権は自動的に借受人に移転（帰属）する。

２　前項の規定により所有権が移転した後は、第３の規定にかかわらず貸与関係は終了し、

以降の維持管理、事故等の対応及び廃棄処分等は、すべて借受人の責任と負担において行うものとする。

３　第１項による所有権の移転にあたり、別段の手続（書面の取り交わし等）は要しないものとする。

（貸与の取消し及び返還）

第６　県は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与決定を取り消し、サイクルラックの返還を求めることができる。

(1)　サイクルラックを目的外に使用し、又は第三者に転貸若しくは譲渡したとき。

(2)　店舗の廃止等により、サイクリストへの提供ができなくなったとき。

(3)　本要綱の規定に違反したとき。

（所掌）

第７　この要綱に関する事務は、沿岸広域振興局土木部道路整備課において所掌する。

附　則

この要綱は、令和８年 10 月２日から施行する。